

日常生活支援総合事業 訪問型サービス 重要事項説明書 (介護予防訪問相当サービス)

当事業所は介護保険の指定を受けています
(片品村指定 第1072700154号)

当事業所は、利用者に対して指定介護予防訪問介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。
要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 片品村社会福祉協議会 |
| (2) 法人所在地 | 片品村大字鎌田4051番地4 |
| (3) 電話番号 | 0278-58-4812 |
| (4) 代表者氏名 | 会長 星野 孝俊 |
| (5) 設立年月日 | 平成4年4月1日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所
平成30年4月1日指定 片品村1072700154号 |
| (2) 事業の目的 | 要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防訪問相当サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 片品村社会福祉協議会 |
| (4) 事業所の所在地 | 片品村大字鎌田4051番地4 |
| (5) 電話番号 | 0278-58-4812 |
| (6) 管理者氏名 | 事務局長 川田 貴広 |
| (7) 当事業所の運営方針 | |

要支援状態にある高齢者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行います。

(8) 開設年月日 平成12年2月1日

(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

事業名	指定日	事業所番号
居宅介護支援事業	平成27年4月1日	片品村1072700154号
訪問介護事業	平成12年2月1日	群馬県1072700154号
障害福祉サービス事業(基準該当)	平成30年10月1日	片品村1042700078号
福祉有償運送		関群福 第38号
配食サービス		

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 片品村全域

(2) 営業日、サービス提供日及び時間

営業日	月曜日 から 金曜日 まで (ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供日	月曜日 から 土曜日 まで (ただし、12月29日から1月3日までを除く)
サービス提供時間	午前8時30分～午後5時15分

※ただし、必要により休日及び時間外にサービス提供することができる。

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者(事務局長)	1名		1名	1名	事業所の 管理運営
サービス提供責任者	1名		1名	1名	サービスの 調整
訪問介護員	3名	5名	4.9名	2.5名	サービスの 提供
介護福祉士 ※サービス提供責任者兼務	3名	2名			
介護職員初任者研修修了者 (ホームヘルパー2級)		3名			

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについては、以下の場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要と利用料金>

- 身体介護
入浴・排せつ・食事等の介護、自立支援を目的に安全を確保しながら一緒に家事等を行います。
- 生活援助
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います。

※上記のサービスは、例えば利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

☆ サービスの実施頻度は介護予防訪問型サービス計画（ケアプラン）において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防訪問介護計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

支給区分	1週間あたりのサービス提供回数
I	おおむね週1回
II	おおむね週2回
III	おおむね週3回以上

☆ 利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防訪問型サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた介護予防訪問介護計画に定められます。

ただし、利用者の状態の変化、介護予防訪問型サービス計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆ 利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防訪問介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防訪問型サービス計画の変更、要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

① 身体介護

- 入浴介助…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
- 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 体位変換…体位の変換を行います。
- 通院介助…通院の介助を行います。
- 生活援助…安全を確保しながら自立支援を目的に、利用者と一緒に家事全般を行います。

② 生活援助

☆ 介護予防訪問介護相当サービスは、自立支援の観点から、利用者が出来る限り自ら家事等を行うことができるよう支援することを目的としています。

そのため、下記のサービスは、例えば利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がある能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

- 調理…利用者の食事の用意を行います。
(ご家族分の調理は行いません。)
- 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
(ご家族分の洗濯は行いません。)
- 掃除…利用者の居室の掃除を行います。
(ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
- 買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をします。
(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

<サービス利用料金> (契約書第8条参照)

☆ 利用料金は1ヵ月ごとの定額制です。介護予防訪問型サービス計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

☆ 利用者の体調不良や状態の改善等により、介護予防訪問型サービス計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防訪問型サービス計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

支給区分	I おおむね週 1 回	II おおむね週 2 回	III おおむね週 3 回以上
利用料金	11,760円	23,490円	37,270円
うち介護保険から 給付される額 (自己負担)	1 割 10,584円	21,141円	33,543円
	2 割 9,408円	18,792円	29,816円
サービス利用に 係る自己負担額 (自己負担)	1 割 1,176円	2,349円	3,727円
	2 割 2,352円	4,698円	7,454円

☆ 上記のほかサービス利用料金に下記の加算が付きます。

- ①特別地域加算 15.0% (特別地域に指定されているため)
- ②処遇改善加算 24.5% (介護職員の処遇を改善するため)
- ③特定事業所加算 10.0% (特定事業所に該当するため)
- ④初回加算 当該月につき200円 (2割の場合400円)

・新規に介護予防訪問型サービス計画を作成した利用者に対し、初回に実施した介護予防訪問型相当サービスと同月内に、サービス提供責任者が自ら介護予防訪問型相当サービスを行う場合、又はその他の訪問介護員が介護予防訪問型相当サービスを行った際に同行した場合。

☆ 月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。

(月の途中で短期入所生活介護等の利用があった場合を除く)

- ①月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- ②月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- ③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

☆ 利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額から払い戻されます。(償還払い)

また、介護予防訪問型サービス計画が作成されない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①介護保険給付の支給限度額を超える介護予防訪問型相当サービスの利用
介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

②複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 30円

③その他のサービス

希望に応じて別紙によりご説明します。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月20日までに現金または以下の方法でお支払いください。

下記指定口座への振込み

群馬銀行 尾瀬支店 普通預金 口座番号 0209299

フクカシムラシャカイフクシヨウギカイ

社会福祉法人片品村社会福祉協議会

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- 利用予定日の前に利用者の都合により、サービスの利用を中止、変更、または新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適切と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

利用者は「5. 当事業所が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②介護予防訪問介護相当サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) 訪問介護員の禁止行為（契約書第13条参照）

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行えません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①医療行為②利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受③利用者の家族に対する訪問介護サービスの提供④飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙⑤利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|---|

(5) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、利用者からのサービス利用申し込みに関する調整や介護予防訪問型サービス計画の作成などをはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点があったりサービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。
(担当の訪問介護員に直接お話し下さってもかまいません。)

<サービス提供責任者の業務>

- ①サービスの利用申し込みに関する調整
- ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③介護予防支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤訪問介護員の業務実施状況の把握
- ⑥訪問介護員の業務管理
- ⑦訪問介護員の研修、技術指導
- ⑧その他サービスの内容の管理に関する必要な業務

7. ハラスメント対策

(1) 職場におけるハラスメント対策

当事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、訪問介護員が働きやすい環境作りを目指します。

(2) 利用者やその家族等から受けるハラスメント対策

利用者やその家族等が当事業所の訪問介護員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

8. 虐待の防止

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定

管理者　：　川田　貴広

(2) 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の概要について説明し、必要な機関へお繋ぎいたします。

(3) 苦情解決体制の整備

利用者からの相談又は苦情に対応するための窓口を設置し、苦情解決体制を整えます（第10項）。

(4) 対策委員会の開催

当事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催すると共に、その結果を訪問介護員に周知します。

(5) 指針の整備

当事業所における虐待防止のための指針を整備します。

(6) 研修の実施

当事業所の訪問介護員に対して、虐待防止に関する研修を実施します。

(7) 市町村への通報

当事業所の訪問介護員、居宅サービス事業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

9. 感染症の予防及び蔓延防止のための措置

当事業所は、感染症の予防及び蔓延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 対策委員会の開催

当事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果を訪問介護員に周知します。

(2) 指針の整備

当事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。

(3) 研修・訓練の実施

当事業所の訪問介護員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 0 . 業務継続計画（BCP）の策定

当事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

また、訪問介護員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

さらに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 1 . 秘密の保持と個人情報の保護

当事業所の訪問介護員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしません。また、その必要な措置を講じます。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で当該家族の個人情報を用いません。

1 2 . 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに救急車の要請や主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、基本台帳をもとに利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

当事業所は、万全の体制で訪問介護サービスの提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、関係市町村等にご連絡するとともに事故に遭われた方の救済、事故の拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、誠意を持って速やかに損害賠償を行います。

1 3 . 苦情の受付について (契約書第 2 3 条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 [担当者] 川田 貴広 [職名] 事務局長

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

(国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く)

○電 話 0 2 7 8 - 5 8 - 4 8 1 2

(2) 行政機関その他苦情受付機関

片品村役場 保健福祉課	所在地 片品村大字鎌田3967-3 電 話 5 8 - 2 1 1 5 F A X 5 8 - 2 1 1 1 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
群馬県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 群馬県前橋市元総社町335-8 電 話 0 2 7 - 2 9 0 - 1 3 2 3 F A X 0 2 7 - 2 5 5 - 5 0 7 7 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
群馬県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 群馬県前橋市新前橋町13-12 電 話 0 2 7 - 2 5 5 - 6 6 6 9 F A X 0 2 7 - 2 5 5 - 6 1 7 3 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
片品村社会福祉協議会 第三者委員 (片品村 会計管理者)	所在地 片品村大字鎌田3967-3 電 話 5 8 - 2 1 1 1 F A X 5 8 - 2 1 1 1 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

社会福祉法人 片品村社会福祉協議会

説明者 職名 サービス提供責任者 氏名 星野 明美 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供開始に同意して交付を受けました。

利用者

住所 片品村大字

氏名

代理人（代筆者）

住所

氏名

利用者との関係

※この重要事項説明書は、厚生省令第35号（平成18年3月14日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。